

湯河原町告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 指定公金事務取扱者
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋 813 番地の 2
株式会社 環衛美化センター 代表取締役 川口 麻弘
- 2 委託した公金事務に係る歳入
湯河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年湯河原町条例
第 3 号) 第 7 条第 1 項に規定する、し尿の収集手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 公金事務の委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで